

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第3項本文、第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 省略</p> <p>3 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項及び附則第8項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士(第36条第3項本文又は附則第5項若しくは第6項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>4～6 省略</p> <p>7 前2項の規定を適用するときは、保育士(第36条第3項本文又は附則第3項本文若しくは前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2項の規定の適用がないものとした場合の同条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 省略</p> <p>3 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>4～6 省略</p> <p>7 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場</p>

<p>8 第36条第3項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第3項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行																		
<p>(職員の数等) 第5条 省略 2 省略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">園児の区分</th> <th style="width: 50%;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(4) 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～5 省略 附 則 1～7 省略 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例) 8～10 省略</p>	園児の区分	員数	省略		備考		(1)～(4) 省略		(5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。		<p>(職員の数等) 第5条 省略 2 省略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">園児の区分</th> <th style="width: 50%;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(4) 省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～5 省略 附 則 1～7 省略 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例) 8～10 省略</p>	園児の区分	員数	省略		備考		(1)～(4) 省略	
園児の区分	員数																		
省略																			
備考																			
(1)～(4) 省略																			
(5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。																			
園児の区分	員数																		
省略																			
備考																			
(1)～(4) 省略																			

<p>11 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>11 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
<p>12 省略</p>	<p>12 省略</p>
<p>13 第5条第3項の表備考第5号及び附則第9項から前項までの規定により同表備考第1号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>13 第9項から前項までの規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所有者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、回項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>
<p>14 第5条第3項の表備考第5号及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者(同表備考第5号ただし書の支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表  
(第3条関係)

改正案	現行
<p>(職員資格) 第4条 省略 2～5 省略 6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するも</p>	<p>(職員資格) 第4条 省略 2～5 省略</p>

のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 1 省略  
(職員資格に関する特例)
- 2～6 省略
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第4条第6項	第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	第4条第1項及び第4項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
省略		

- 8 第4条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同条第6項ただし書の支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 1 省略  
(職員資格に関する特例)
- 2～6 省略
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第4条第1項及び第4項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
省略		

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現 行
(職員) 第29条 省略 2 省略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院	(職員) 第29条 省略 2 省略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7項又は第8項により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第44条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務

(職員)

第31条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第44条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第47条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1～5 省略

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

6～8 省略

9 前2項の規定を適用するときは、保育士(第29条第3項若しくは第4項本文若しくは第44条第3項若しくは第4項本文又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

(職員)

第47条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

1～5 省略

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

6～8 省略

9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例  
(令和6年前橋市条例第38号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略 (前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、第1条の規定による改正後の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第1条の規定による改正後の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 (前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、第2条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略 (前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第1条の規定による改正後の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>(前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第2条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 7 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定(満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定(満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

8 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

9 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

5 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。